

## 地域衛星通信ネットワーク担当課長会会則

平成30年1月17日制定

(名称)

第1条 この会は、地域衛星通信ネットワーク担当課長会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、地域衛星通信ネットワーク（以下「ラスコムネット」という。）の整備及び運用等について相互研究し、その改善を助長し、もってラスコムネットの適切な運営及び行政の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ラスコムネットの整備、運用に関する情報の交換及び調査研究
- (2) 一般財団法人自治体衛星通信機構理事長の諮問により設置される検討機関への参画
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(正会員及び準会員)

第4条 本会は、ラスコムネット利用分担金（以下「分担金」という。）のうち、均等割の対象となっている地方公共団体を正会員とし、地球局を設置し、分担金のうち、応益割の対象となっている地方公共団体を準会員とする。

2 正会員は議決権を有する。

(役員)

第5条 本会に役員として幹事若干名及び監事を置く。

- 2 幹事は別表に掲げるブロックごとに、分担金（均等割）を支出している都道府県の中から互選により選出し、本会の企画運営にあたる。
- 3 監事は正会員の中から互選により選出し、本会の業務及び会計の状況を監査する。
- 4 役員任期は、2年とする。

(全体会議)

第6条 全体会議は定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は年1回の開催とし、次の事項について議決する。
  - (1) 事業計画
  - (2) 予算
  - (3) 会則の改正
  - (4) 幹事会が必要と認めて付議した事項
- 3 臨時会は、幹事会が必要と認めた場合に開催する。
- 4 全体会議の議長は、正会員の互選による。

- 5 全体会議は、正会員の半数以上の出席により開催する。
- 6 全体会議の議事は、次の規定により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - (1) 第2項第1号及び第2号並びに第4号の議決 出席した正会員の過半数
  - (2) 第2項第3号の議決 出席した正会員の3分の2以上
- 7 正会員は、出席が困難であると認めるときは、その代理人を出席させることができる。

(幹事会)

- 第7条 第3条の事業の企画運営を行うため、必要に応じ第5条に掲げる幹事による幹事会を開催する。
- 2 幹事会の議長は、幹事の互選による。
  - 3 幹事会は、幹事の半数以上の出席により開催する。
  - 4 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 5 監事は、幹事会に出席して意見を述べることができる。

(書面による議決)

- 第8条 次の事項については、書面を送付（電子媒体による送付を含む。）して賛否を求め、議決をすることができる。
- (1) 決算の承認
  - (2) 軽易な事項
  - (3) 急施を要する事項
- 2 前項の規定による議決は、正会員の3分の2以上で決するものとする。

(オブザーバ)

- 第9条 次の各号に掲げるものは、オブザーバとして、常時全体会議及び幹事会に出席させることができる。
- (1) 総務省自治行政局
  - (2) 総務省国際戦略局
  - (3) 総務省消防庁
  - (4) 全国知事会
  - (5) 全国市長会
  - (6) 全国町村会
  - (7) 全国消防長会

(予算及び決算)

- 第10条 本会の予算は、毎年度開始前に全体会議の議決を経て定め、決算は、毎年度終了後監事の監査を経て、正会員の承認を得なければならない。

(会計)

第11条 本会の運営に要する経費は、一般財団法人自治体衛星通信機構分担金からの拠出をもって充てる。

2 会計年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、一般財団法人自治体衛星通信機構内に置く。

(雑則)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、その都度全体会議において決定する。

附則

1 この会則は、平成30年1月17日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

2 平成28年7月26日施行の会則は、この会則を施行した日をもって廃止する。

3 平成29年度の会計年度は、第11条第2項の規定にかかわらず、平成29年4月1日から平成30年6月30日までとする。

## 別表

地区	ブロック名	都道府県名
東地区	北海道・東北ブロック	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
	関東・甲信越ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
	東海・北陸ブロック	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
西地区	近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
	中国・四国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
	九州・沖縄ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県